大阪府警察被疑者写真照会業務実施要領の制定について

平成20年12月26日

例規（識）第134号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 最近改正 | 令和２年３月27日例規（務）第25号 |  |  |

この度、「大阪府警察被疑者写真照会業務実施要領の制定について」（平成13年８月31日例規（識）第134号）の全部を改正し、別記のとおり大阪府警察被疑者写真照会業務実施要領を定め、平成21年１月４日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

別　記

大阪府警察被疑者写真照会業務実施要領

第１　趣旨

被疑者写真照会業務の実施については、大阪府警察総合捜査支援システム運用要領（平成26年２月27日例規（刑総）第７号。以下「運用要領」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第２　定義

この要領において「被疑者写真照会業務」とは、警察庁情報管理システム及び総合情報管理システムにより行う被疑者写真に関する情報を電子計算機に登録して管理し、及び大阪府警察被疑者写真取扱規程（平成４年訓令第１号）第６条に規定する端末装置（以下「全国端末装置」という。）又は大阪府警察が設置する総合情報管理システムの端末装置（以下「大阪端末装置」という。）（以下「被疑者写真照会業務端末装置」という。）により照会することができる業務をいう。

第３　運用時間

被疑者写真照会業務の運用時間は、24時間とする。

第４　運用所属

被疑者写真照会業務を運用する所属（以下「運用所属」という。）は、次に掲げる所属とする。

(１)　鑑識課

(２)　警察本部の犯罪捜査を担当する所属

(３)　組織犯罪対策本部

(４)　犯罪対策戦略本部

(５)　刑事総務課

(６)　検視調査課

(７)　警察署

第５　運用体制

１　運用責任者

(１)　鑑識課に被疑者写真照会業務運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置く。

(２)　運用責任者は、鑑識課長をもって充てる。

(３)　運用責任者は、警察庁及び近畿管区警察局との連絡を密にするとともに、被疑者写真照会業務の総括管理を行うものとする。

２　運用副責任者

(１)　鑑識課に被疑者写真照会業務運用副責任者（以下「運用副責任者」という。）を置く。

(２)　運用副責任者は、写真担当課長補佐をもって充てる。

(３)　運用副責任者は、運用責任者を補佐し、被疑者写真照会業務の適正かつ効果的な運用に努めるものとする。

３　取扱責任者

(１)　運用所属に被疑者写真照会業務取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

(２)　取扱責任者は、所属長をもって充てる。

(３)　取扱責任者は、運用責任者と連絡を密にし、所属における被疑者写真照会業務の適正かつ円滑な運用を行うものとする。

４　取扱副責任者

(１)　運用所属に被疑者写真照会業務取扱副責任者（以下「取扱副責任者」という。）を置く。

(２)　取扱副責任者は、次に掲げる所属の区分に応じ、それぞれに定める者をもって充てる。

ア　警察本部の犯罪捜査を主管する所属、組織犯罪対策本部及び犯罪対策戦略本部、刑事総務課及び検視調査課（以下「本部主管所属等」という。）　警視又は警部の階級にある警察官のうちから取扱責任者が適任と認めて指定する者

イ　鑑識課　写真担当課長補佐

ウ　警察署　各課長（総務課長、留置管理課長及び会計課長を除く。）、直轄警察隊長、キタ特別警察隊長、ミナミ特別警察隊長及び別に定める犯罪抑止戦略官

(３)　取扱副責任者は、所属における被疑者写真照会業務の適正かつ円滑な実施に努めるものとする。

５　取扱担当者

(１)　運用所属に被疑者写真照会業務取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を置く。

(２)　取扱担当者は、次に掲げる所属の区分に応じ、それぞれに定める者をもって充てる。

ア　本部主管所属等　警部補の階級にある警察官のうちから取扱責任者が指定する者

イ　鑑識課　警部補の階級にある警察官又はこれに相当する職にある一般職員のうちから取扱責任者が指定する者

ウ　警察署　鑑識係長及び捜査を担当する警部補の階級にある警察官のうちから取扱責任者が指定する者

(３)　取扱担当者（警察署にあっては、鑑識係長に限る。）は、取扱副責任者の指揮を受け、被疑者写真照会業務における次に掲げる事務を行うものとする。

ア　被疑者写真の照会の受理及び管理

イ　被疑者写真記録（被疑者写真の管理及び運用に関する規則（平成２年国公委規則第９号）第２条第１項に規定する被疑者写真記録をいう。以下同じ。）の点検

ウ　被疑者写真記録の作成に係る指導

(４)　警察署の取扱担当者（鑑識係長を除く。）は、取扱副責任者の指揮を受け、被疑者写真の管理を行うものとする。

６　操作担当者

運用責任者又は取扱責任者は、被疑者写真照会業務を実施するため必要とする範囲で被疑者写真照会業務端末装置の操作担当者を指定するものとする。

第６　登録

被疑者写真に関する情報の警察庁情報管理システムへの登録は、警察署から送信を受けた被疑者写真記録（当該被疑者写真記録の訂正、追加又は削除に係る事項を含む。）に基づき、鑑識課において行う。

第７　照会

１　照会の種別

照会の種別は、次のとおりとする。

(１)　全国写真照会　全都道府県警察が登録した被疑者写真記録について、全国端末装置により行う照会をいう。

(２)　大阪写真照会　大阪府警察が登録した被疑者写真記録について、大阪端末装置により行う照会をいう。

２　照会者

照会を行うことができる者（以下「照会者」という。）としてアクセス権等の申請等に関する要領（平成30年３月16日例規（情）第21号）第７の規定によるアクセス権の付与の対象となる者は、運用所属の職員とし、当該アクセス権が付与された者をもって照会者とする。

３　照会の要領

(１)　全国写真照会

照会は、次に掲げる所属の区分に応じ、それぞれに定める方法により行うものとする。

ア　全国端末装置を設置する所属（以下「全国端末装置設置所属」という。）以外の所属　鑑識課に電話等により照会を依頼するものとする。

イ　警察署及び鑑識課　自所属の照会者に照会を依頼し、依頼を受けた照会者が全国端末装置を操作して警察庁犯罪鑑識官に対し照会を行うものとする。

ウ　警察署及び鑑識課以外の全国端末装置設置所属　自所属の照会者に照会を依頼し、依頼を受けた照会者が全国端末装置を操作して警察庁犯罪鑑識官に対し照会を行うほか、被疑者写真を印刷する必要がある場合は、鑑識課に電話等により当該被疑者写真の印刷を依頼するものとする。

(２)　大阪写真照会

照会は、大阪端末装置を操作して行うものとする。

第８　回答

１　全国写真照会

照会に対する回答は、次に掲げる所属の区分に応じ、それぞれに定める方法により行うものとする。

(１)　全国端末装置設置所属以外の所属　特使等により回答するものとする。

(２)　警察署及び鑑識課　全国端末装置の画面に表示するほか、必要により被疑者写真記録を印刷することができるものとする。

(３)　警察署及び鑑識課以外の全国端末装置設置所属　全国端末装置の画面に表示するほか、前記第７の３の(１)のウの規定により印刷を依頼した場合は、特使等により回答するものとする。

２　大阪写真照会

(１)　照会に対する回答は、大阪端末装置の画面に表示するほか、必要により被疑者写真を印刷することができるものとする。

(２)　被疑者写真の印刷は、前記(１)によるほか、画像解析用端末運用要領（平成31年２月25日例規（犯本）第19号）第２に規定する画像解析用端末を使用して行うことができる。ただし、画像解析用端末の設置がない所属にあっては、鑑識課に電話連絡の上、当該被疑者写真のデータを記録した電磁的記録媒体を持参して印刷を依頼することができる。

第９　照会及び出力資料の管理等

照会及び出力資料の管理等については、次によるほか、大阪府警察行政文書管理規程（平成13年訓令第23号）、大阪府警察電子計算機等データ保護管理規程（平成２年訓令第29号。以下「データ保護管理規程」という。）及び「大阪府警察電子計算機等データ保護管理規程の解釈及び運用について」（平成16年２月27日例規（情）第６号）に定めるところにより適正に行うものとする。

(１)　被疑者写真の管理

取扱副責任者は、被疑者写真を印刷したとき、前記第７の３の(１)のア若しくはウ又は前記第８の２の(２)のただし書により鑑識課に照会等を依頼して、被疑者写真を受領したときその他の被疑者写真の取扱いをしたときは、取扱いをした者に被疑者写真保管等管理簿（別記様式）に必要事項を記載させ、その処理状況等を明らかにしておくものとする。

(２)　全国写真照会に係る照会及び出力資料に関する確認

全国写真照会に係る照会及び出力資料に関する確認については、警察総合捜査情報システム運用管理要綱（平成23年９月16日例規（刑総・識）第52号）第５に定めるところによるものとする。

(３)　大阪写真照会に係る照会状況の点検

ア　取扱副責任者は、大阪写真照会に係る照会状況について、運用要領第７の２に準じて点検するものとする。

イ　取扱副責任者は、大阪写真照会により被疑者写真を印刷したときは、被疑者写真保管等管理簿に当該被疑者写真の処理状況等が確実に記載されていることを確認した上、当該被疑者写真保管等管理簿と当該被疑者写真の印刷に係る入出力資料管理簿（データ保護管理規程別記様式第２号）を照合し、その処理状況等について確認するものとする。

(４)　出力資料の交付の制限

ア　鑑識課以外の所属は、出力資料を他の所属職員に交付してはならない。

イ　被疑者写真は、警察部外の個人又は団体に交付してはならない。ただし、取扱責任者が運用責任者と協議の上、承認した場合は、この限りでない。

(５)　廃棄

取扱副責任者は、不要となった被疑者写真を廃棄するときは、立会者を指定し、当該立会者とともに復元できない方法により速やかに廃棄するものとする。

(６)　報告

取扱副責任者は、印刷した被疑者写真の保管、移管又は廃棄等の状況について毎月１回以上、被疑者写真保管等管理簿により、取扱責任者に報告するものとする。

第10　情報の分類

情報セキュリティに関する規程（平成30年訓令第２号）第11条第１項の規定により、被疑者写真照会業務において取り扱う情報の分類については、機密性２（中）情報、完全性２（高）情報及び可用性２（高）情報とする。

第11　指導・教養

取扱責任者は、所属職員に対し、適正かつ効果的な照会を行うため必要な指導・教養を実施するものとする。